

岡崎市交通安全対策事業実施団体補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市は、交通安全の対策の推進を図るため、市内において交通安全対策事業を実施する第3条に規定する補助対象団体に、予算の範囲内において、岡崎市交通安全対策事業実施団体補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 岡崎幸田交通安全協会
- (2) 岡崎警察署管内交通少年団指導育成協議会

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条の市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、その理由を記載した岡崎市交通安全対策事業実施団体補助金中止・廃止承認申請書を市長に提出

しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の可否を決定し、交付申請者に通知するものとする。

(実施報告書)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第10条の市費補助事業等実施報告書に次に掲げる書類を添え、事業の完了後すみやかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた事業に係る事業報告書
- (2) 補助金の交付を受けた事業に係る収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の時期)

第8条 補助金は、額の確定後、補助対象団体からの請求により交付する。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められる場合は、概算払によることができる。

(補助金の精算)

第9条 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して補助対象事業の実施に関して必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は検査をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

項目	岡崎幸田交通安全協会	岡崎警察署管内交通少年団 連合指導育成協議会
対象経費	(1) 被服費及び装備品費 (2) 諸活動費用弁償 (3) 保険費用 (4) 運営費 (5) 広報啓発費 (6) 表彰式典費 (7) 会議等の飲用費 (8) (1)から(7)以外の経費で市長が対象と認める経費	(1) 被服費及び装備品費 (2) 大会等開催費 (3) 会場輸送費 (4) 県交通少年団集合訓練費 (5) 交通安全活動費 (6) 維持管理運営費 (7) 会議及び大会等の飲用費 (8) (1)から(7)以外の経費で市長が対象と認める経費
対象外経費	(1) 団体運営のための人件費 (2) 食糧費（例外として会議等の飲料費は除く） (3) 支出が領収書等で確認ができない経費 (4) 交際費、慶弔費、懇親会費その他の直接公益に結びつかない経費及び、社会一般通念上、公金で賄うこ	(1) 団体運営のための人件費 (2) 食糧費（例外として会議等の飲料費は除く） (3) 支出が領収書等で確認ができない経費 (4) 交際費、慶弔費、懇親会費その他の直接公益に結びつかない経費及び、社会一般通念上、公金で賄うことがふ

	とがふさわしくないと考えられる経費	さわしくないと考えられる経費
補助金の額	補助対象事業に要する経費から安全協会等助成金（補助対象事業に要する経費に対応するものに限る）、繰越金、雑収入を控除した額（ただし、千円未満の端数は切捨てとする）	補助対象事業に要する経費から安全協会等助成金（補助対象事業に要する経費に対応するものに限る）、繰越金、雑収入を控除した額（ただし、千円未満の端数は切捨てとする）